

水道及び下水道の基本料金免除のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響や原油価格・物価高騰に伴う経済的負担を軽減する為、4ヶ月間水道及び下水道の基本料金を免除します。

【 対 象 】

座間味村に申請している村内全ての水道使用者及び下水道使用者
(官公管理施設・船舶用・臨時用を除く。)

【 適 用 期 間 】

令和4年12月分(1月請求分)から令和5年3月分(4月請求分)の4ヶ月間

【 免 除 料 金 】

	基本水量	基本料金(税込)
水道基本料金	0～8 m ³ まで	1,475円
下水道基本料金	0～8 m ³ まで	1,031円

※メーター使用料及び基本水量を超えた超過料金は請求します。
詳しい金額については検針票をご確認ください。

【 申 請 不 用 】

令和4年12月分(1月請求分)から令和5年3月分(4月請求分)の4ヶ月間自動的に基本料金が免除されますので申請不用です。

【 お問い合わせ 】

座間味村役場産業振興課課上下水道係
電話：098-987-2312
FAX：098-987-2004

【例】一般家庭(口径13mm)の使用水量30m³の場合

